# えびの市補助金等の適正化に関する指針

平成 25 年 10 月

え び の 市

## I 策定の趣旨

本市を取り巻く経済情勢は、少子高齢化や過疎化の進展など社会構造も大きく変化するなか、歳 入の根幹をなす市税や普通交付税等の主要な一般財源は、大幅な増収が見込めないなど、引き続き 予断を許さない状況にある。

このような中、本市では、これまで数次にわたる行政改革や財政健全化に取り組み、行財政のあらゆる仕組みを適正にかつ迅速に再構築するとともに、限られた財源をより有効に活用するため、 改革を推進してきたところである。

その中で補助金等は、自治体が公益上の必要性を認めた場合に、市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援であり、行政目的を効率的に達成するため一定の役割を果たしてきた。しかし、一方では補助金等は既得権化しやすい傾向にあり、交付団体の自立の阻害要因にもなっており、ひいては補助金等を交付することが固定化し、本来の目的の陳腐化を招いているおそれがある。

そのため補助金等の交付の透明性や公平性、公益性や有効性等を確保するため、明確な基準と統一した考えのもとでの交付と、交付後の事業効果等の検証、見直しが求められている。

このようなことを踏まえ、本市では、行政目的を効率的に達成する手段としての補助金制度を確立するために「えびの市補助金等の適正化に関する指針」を策定する。

平成 25 年 10 月 えびの市

## Ⅱ 補助金等の定義

## 1. 法令根拠

地方自治法 第232条の2

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

#### 「補助金〕

市が公益上必要と認めた場合に、特定の事業、活動等を助長、奨励する場合に条例、要綱等に基づき支出する金銭

#### [交付金]

市が行うべき事務を事務効率化等の理由により団体あるいは組合等に委託している場合において、 当該事務処理の報償として一方的に支出する金銭

## [負担金]

法令又は契約に基づき、市の責任において、事業又は経費の全部又は一部を支出する金銭

## 2. 補助金等の類型化

## (1) 「補助の性質」による分類

#### (ア) 運営費補助

市が公益上その活動が必要であると認めた団体に対して、その運営を助長するために、 運営費の一部又は全部を補助するものをいう。

団体運営費補助 - 団体の運営に対して行う補助 施設運営費補助 - 施設の運営に対して行う補助

## (イ) 事業費補助

市が公益上必要と認める特定の事業や活動を助長・奨励するために、その経費の一部又は全部を補助するものをいう。

建設事業費補助 活動事業費補助 その他

## Ⅲ 補助金等を取り巻く課題

補助金等は、行政上の目的を持ったお金であり、これまで市の施策を展開する中で行政の補完的な役割を果たしてきており、その効果的な活用により地域活性化や産業振興などの公共課題の解決にも有効な手段となってきた。

しかし、その一方で以下のような課題もある。

#### (1) 交付根拠の不透明さ

補助金等は公益上必要なものとして交付しているが、統一した交付基準がないため交付主体による判断がまちまちで、判断根拠が不透明になりがちである。

## (2) 補助金等の長期化・既得権化

補助金等は、社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきであるが、一度補助制度ができるとそれらの見直しがなされにくく、長期化・既得権化しがちである。その結果、補助金等の交付が固定化し、さらには財政を圧迫する恐れもある。

#### (3) 交付団体の自立の阴害

団体運営費補助については、団体が補助金へ依存し、自らの手で自主的に運営を行うことが阻害されているおそれがある。

今後、国や地方自治体の財政事情がさらに厳しさを増す中で、補助金総額の抑制を図るとともに、 下記に留意しながら、こうした問題を解決していく必要がある。

(1) 行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等の精査

- (2) 交付要綱等における交付目的等の明確化、交付基準の適正化による補助金等の安易な交付の抑制
- (3) 補助期間の終期を設定することによる補助金等の固定化及び既得権化の抑制
- (4) 補助金等交付状況の市民への情報開示

## IV 補助金等制度に求められるもの

## (1) 交付基準の明確化の必要性

広範囲にわたり多様な性格の補助金等があるため、市民から見てわかりやすくその体系や補助の考え方などを整理した基準を明確化することが必要とされている。また、支出根拠となる交付要綱等の精査が必要とされている。

## (2) 定期的見直しの必要性

公益上必要とされ創設された補助金等は廃止することが難しく、存続のあり方については定期的な見直しが必要とされている。

## (3) 補助の効果と検証の必要性

補助目的がどう達成されたのか効果の検証を行うことが必要とされている。

## (4) 交付機会の均等化と透明性の必要性

長期に渡り交付している補助金等のなかには、交付先が限定されたり、特定の対象、分野に 固定化されがちになるものがあるため、様々な分野や活動団体等が交付の機会を得られるよう、 交付機会の均等化と透明性が求められる。

#### V 補助金等の交付基準

補助金等を交付するにあたっては、次の事項を満たすものとする。

# 1. 基本事項

#### (1) 事業の公益性

- ① 地域での住民自治、社会福祉の推進等について高い必要性かつ客観的に見て高い公益性 が認められるものであり、特定のもののみの利益に供するものでないこと
- ② 市の方針として、積極的に推進しようとするものであること (総合計画等)
- ③ 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること 等

#### (2) 事業の効果性

- ① 補助金等の交付に対して効果が認められるものであること
- ② 事業活動の目的・視点・内容などが社会、経済情勢、市民ニーズに合致しているものであること
- ③ 現時点では、自主自立が不可能であること

④ 他に供給主体がない(民間と競合していない。)ものであること 等

## (3) 団体等の適格性

- ① 団体等の会計処理及び使途が適切であること
- ② 応分の自己負担をしているものであること
- ③ 団体等の決算における繰越金又は剰余金が、補助金等の額を超えていないものであること (この場合、繰越金又は剰余金の内容を考慮する。)
- ④ 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致しているものであること
- ⑤ 運営費、事業費に不適切な経費を含まないものであること 等

## 2. 個別事項

## (1) 補助対象等の明確化

- ① 補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度等については、各交付要綱において明文化し、補助金の交付額を決定するものとする。
- ② 原則として事業に対する経費を対象とする。 (例えば、団体の運営経費のうち、交際費、慶弔費、懇親会費等の飲食費は対象としない。)
- ③ 調査研究に係る事業のうち、直接事業に係わらない視察旅費は対象としないものとする。

## (2) 終期の設定 (サンセット化)

補助金等の実効性の確保及び固定化の抑制のため、原則として終期を設定するものとする。

## Ⅵ 見直しの方針(方法)

## 1. 補助金等評価委員会による評価

支出された補助金等が、交付基準に適合しているかを評価するため、職員で構成するえびの市補助金等評価委員会を設置し、評価を行うものとする。

## 2. 評価対象とする補助金等の範囲

補助金等評価委員会による評価は、次に掲げる補助金等を除いたものを対象とする。

- (1) 国、県に対して支出するもの
- (2) 一部事務組合等に対して支出するもの
- (3) 会議、研修会の参加負担金
- (4) 法令、県の条例等により、一部又は全額を市が負担すべきものとされているもの
- (5) 他の地方公共団体等との協議等により市の負担が決定しているもの

## 3. 見直しの方向性

見直し基準は、補助金等を次の4つの方向性に区分するものとする。

#### (1)継続すべきもの

・ 「補助金等の交付基準」に適合し、今後も交付の必要性が認められるもの

#### (2) 減額すべきもの

- ・ 決算における繰越金又は剰余金が補助金の額を超えているもの (ただし、特定目的の積立金の有無等を考慮する。)
- 補助対象にすべきでないと判断される経費に対し補助されているもの
- ・ 団体の運営・育成的補助金で、過度に補助金等に依存しているもの
- ・ 補助率が社会通念上、適当でないもの 等

## (3)廃止すべきもの

- ・ 施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの
- ・ 補助金等の制度が、社会情勢の変化に伴い、市の施策が目指す目的・視点・内容と適合しなくなってきており、公益性、必要性及び事業効果が薄れているもの
- 長期にわたり補助しているもののうち、目的が十分達成されていないもの及び事業目的が あいまいになっているもの
- ・ 団体の会計処理及び補助金の使途が適切でないもの
- その他交付に関する基準に適合していないもの 等

## (4) 改善すべきもの

- 補助の必要性はあるが、改善すべき事項があり見直しを必要とするもの
- ・ 類似目的の補助金等があり、整理・統合ができるもの
- ・ 補助金等としてではなく、市の直接経費で計上すべきもの
- ・ 国・県等の補助制度が活用できることとなったもの 等

#### 4. 見直しの作業手順

- (1) 事務局は、評価対象となる補助金等を抽出し、担当課へ評価用シート等の作成を依頼する。
- (2) 担当課は、事務局からの依頼に基づき評価用シート等を作成し、提出する。
- (3) 市補助金等評価委員会は、提出された評価用シート等に基づき、交付された補助金ごとに交付基準に沿ったものであるか評価を行う。
- (4) 担当課は、評価の結果をもとに改善策を検討する。
- (5) 担当課は、改善策に基づき、それぞれの補助金等の交付要綱の改正と次年度の予算に反映させる。

# Ⅷ 補助金等制度の公表

補助金等制度の透明性を確保し、事業効果の客観性を担保するとともに、行政と市民との協働関係の構築を推進し、さらに事業効果を高めていくため、補助金等制度の現状を市民へ公表するものとする。

(以上)